

四街道市プレーパーク運営事業委託に係る
公募型企画提案（プロポーザル）方式募集要領

令和5年1月

四街道市健康こども部子育て支援課

1 目的

この要領は、四街道市プレーパーク運営事業委託（以下「本業務」という。）に係る公募型企画提案（プロポーザル）方式を実施するにあたり、各種手続き、要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業名

四街道市プレーパーク運営事業委託

3 事業内容

別紙「四街道市プレーパーク運営事業委託仕様書」のとおり

4 事業目的

本業務は、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で遊べる面白さを伝えるとともに、多くの市民が利用しやすいよう実施する。プレーパークの開催は、外遊びのノウハウを持った者（以下「プレーワーカー」という。）を中心に、地域住民の協力を得て行うものとする。また、プレーパークを今後地域に提供できるプレーワーカーの育成も同時に行うものとする。

5 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 委託上限額 4,512,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 支払方法 前金払

8 参加資格

公募型企画提案（プロポーザル）方式への参加資格は、公示日から契約日までに、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- (5) 四街道市役所での打合せ等に出席でき、連絡調整が可能であること。
- (6) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 平成30年4月1日以降に、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注する本業務と同種の業務を受託し、履行完了した実績を有すること。

なお、本業務と同種の実績に該当するか否かを確認したい場合は、定められた期間内に質問を行うこと。

- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

9 失格事項

参加意思確認書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合

10 実施スケジュール

募集の公表、仕様書、提出書類の配布	令和5年2月10日（金）～
本要領、仕様書等に関する質問受付	令和5年2月15日（水）午後5時まで
本要領、仕様書等に関する質問回答	令和5年2月17日（金）午後5時まで
参加意思確認書の提出	令和5年2月20日（月）～令和5年2月24日（金）
参加意思確認後の決定通知	令和5年3月 3日（金）まで
プレゼンテーション資料の提出	令和5年3月10日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年3月27日（月）予定
選定結果の通知	令和5年3月29日（水）まで
契約締結	令和5年4月 1日（土）予定

※スケジュールは変更となる場合があるため、その際は、提案者から提出のあった「参加意思確認書」（様式第1号）に記載された電話番号及びメールアドレス宛に子育て支援課が連絡する。

11 仕様書及び提出書類の配布

四街道市ホームページでダウンロード又は子育て支援課にて配布する。

12 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 内容等について不明な点がある場合、必ず質問票（様式第2号）を電子メールで子育て支援課へ提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

電子メールの送信後は、確認の電話連絡をすること。

●電子メール：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

- (2) 回答方法
四街道市ホームページにおいて掲載する。
令和5年2月17日（金）午後5時迄

13 参加意思確認に必要な書類の提出

- (1) 次の①から⑧を各1部提出すること。
(⑤～⑦の証明書は、3カ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。)
- ① 参加意思確認書（様式第1号）
 - ② 事業者概要書（任意様式）
※直近5年間に受託した本業務と同種の業務に関する内容を含めて作成すること。
※法人の場合は、役員名簿、定款及び規則、事業概要がわかる案内等の資料
 - ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※個人の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 印鑑証明書
 - ⑤ 納税証明書（国税）
※法人の場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
※個人の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）
 - ⑥ 納税証明書（都道府県税）
※法人の場合のみ、各都道府県税の完納証明書（納税証明書その2）
 - ⑦ 納税証明書（各市区町村税）各市区町村税に滞納のない証明
 - ⑧ 財務諸表（直前で確定申告を終えた営業年度に関する貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書）
※財務諸表がない法人の場合は、当該内容が確認できる決算書類の写し
※個人の場合は、直近年度分所得税確定申告書（税務署受理印のあるもの及び申告決算書）の写し（税務署に提出していない場合も貸借対照表、損益計算書の写しは必要）

- (2) 提出方法
持参又は郵送（期間内必着）

- (3) 提出先
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市健康こども部子育て支援課（四街道市役所1階10-②番窓口）

- (4) 参加辞退
参加意思確認書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開催日時までに参加辞退届（様式第4号）を子育て支援課まで提出すること。

14 参加資格確認後の決定通知

参加意思確認書を提出した者に、以下の内容を令和5年3月3日（金）までに、文書にて通知する。

- (1) 参加資格確認の結果
- (2) 参加の資格を満たしていることを認めた場合は、プレゼンテーションに必要な書類の提出要請

15 プレゼンテーションに必要な書類の提出

- (1) 企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を令和5年3月10日（金）午後5時までに提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を認めない。

- ① 企画提案書（様式第3号） 1部
- ② 企画提案（任意様式） 正1部 副6部

「四街道市プレーパーク運営事業委託仕様書」を参照の上、別紙「企画提案評価票」の各評価基準項目及び下記に記載する必須事項についての内容を含めて記載すること、ただし、事業者独自に特色を追加して記載することは可能とする。

<必須事項>

- ・直近5年間に受託した本業務と同種の業務に関する内容
- ・本業務に対する考え方及び理念
- ・参加者への効果
- ・地域やボランティアとの関わり
- ・安全管理に関する考え方
- ・年間スケジュール案（開催日、開催場所を含む）
- ・業務の周知方法
- ・プレーワーカーの育成について
- ・プレーワーカー一覧（経歴または経験年数等を記載すること。）

- ③ 事業費見積書（任意様式） 正1部 副6部

- (2) 提出方法

持参又は郵送（期間内必着）

- (3) 提出先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

健康こども部子育て支援課（四街道市役所1階10-②番窓口）

（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

16 プレゼンテーション実施日時等

日 時：令和5年3月27日（月）（予定）

会 場：四街道市保健センター第2会議室

出席者：業務責任者を含む3名以内

内 容：各者持ち時間を30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、非公開で実施する。

物品等：プロジェクター（HDMI端子、VGA端子）、スクリーンは委託者で用意するが、使用を希望する場合は3月22日（水）までに子育て支援課まで連絡すること。

なお、パソコン等その他については、各参加者において準備すること。（電源の使用

は可能)

その他：実施日時等の詳細は、別途文書にて通知する。

17 選定方法

選定方法は、四街道市プレーパーク運営事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、18に記載した2項目10評価視点について評価基準に基づき総合的に審査、評価を行い、最も評価点数が高い事業者を最優先候補事業者として決定する。

なお、最優先候補事業者決定までの間に指名停止になる等参加資格要件を満たさないと判断されるものについては失格とし、その場合は失格事業者を除いた中から最高評価事業者を決定する。さらに、評価点数が同点の場合には、選定委員会の決するところによる。

また、応募が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションを実施し、総合的な評価に基づき判定する。

18 評価基準

評価項目	採点基準
1 提案内容の有効性 (配点 25 点)	本事業の主旨・目的を踏まえた提案となっているか。
	子どもの自主性、主体性、社会性の獲得などにつながる提案となっているか。
	自然や道具の使用や人との交流を通し、様々な経験を獲得する提案となっているか。
	人材（プレーワーカー）の育成について、実現出来るような企画となっているか。
	広報について、広く認知してもらい、多くの利用者に繋がるような手段や方法を提案しているか。
2 提案内容の実現性 (配点 25 点)	提案内容を確実に実施するための適切な実施体制やスケジュールを提案しているか。また提案者がその体制を構築できる運営基盤を有しているか。
	本事業を的確に遂行できる経験やスキルを有した人材を充てているか。
	ボランティアを広く募るとともに、地域人材や子育て支援機関等と連携、協力し効果的な運営を行う提案となっているか。
	危機管理や安全への配慮がされており、そのための適切な計画がされた提案内容であるか、また個人情報の取り扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか。
	提案内容に対して、費用及び積算根拠が妥当であるか。また、節減努力や自己財源確保に努めているか。

19 費用の負担

申請に係る費用は、全て業者の負担とする。

20 その他留意事項

- (1) 郵送等による書類の提出について、市は事故等による未着に関して責任を負わない。
- (2) 提出期間終了後は、提出された書類の内容を変更不可とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類等は、提案事業者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 本業務を他法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引き継ぎに協力すること。

21 選定結果通知

プロポーザルに参加した業者には、令和5年3月29日（水）までに結果の可否を文書にて通知する。選考経過に関する質問や選考結果に関する異議申し立ては認めない。

22 契約締結について

- (1) 選定委員会において選定された事業者を最優先候補事業者として、契約締結を行う。
なお、予算の議決が得られない場合は、本業務の委託は実施不可能となることから、契約締結不可能となる場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害に対して、市は責任を負わない。
- (2) 事業の実施状況が当該年度の12月末時点において、業務実施計画書のとおり良好に実施されている場合は、契約年度を含め概ね3年間について、随意契約を行うことがある。（契約の継続を保証するものではない。）

23 事務局

本プロポーザルに関する問合せ及び書類の提出先は、次のとおりとする。

四街道市健康こども部子育て支援課

担当：齊藤

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL：043(421)6124 FAX：043(424)2011

電子メール：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

URL：<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>